

事業主の皆さんへ 市民税に関するお知らせ

従業員の個人住民税は給与から特別徴収して納入を！

特別徴収とは、個人住民税の給与天引きのことで、事業主が従業員に毎月支払う給与から、所得税と同様に個人住民税を引き去り、従業員に代わって納入する制度です。所得税の源泉徴収を行う事業主は、地方税法の定めにより、住民税を特別徴収し、従業員に代わって納入しなければなりません。法令に基づき、適正に特別徴収を行っていただきますようお願いいたします。

特別徴収のメリット

- 従業員は納税のために金融機関に向く手間が省ける上、給与天引きのため納め忘れがありません
- 毎月給与から天引きされるので、普通徴収(年税額4回割)に比べ従業員の負担感が軽減されます
- 本市が税額を計算して通知しますので、所得税とは異なり、事業主が計算したり、年末調整を行ったりする必要はありません

退職所得に関する個人住民税の税制が改正されます

平成25年1月1日以降に支払われる退職所得等から、以下のとおり適用されます。

- 退職所得に賦課する個人住民税の10%税額控除が廃

止されます

- 役員退職手当等(役員勤続5年未満)に賦課する退職手当等の課税方法について、退職所得控除額を控除した残額を2分の1にする措置が廃止されます

給与支払報告書等の電子提出が義務化されます

平成26年1月1日以降の提出分から、以下のとおり給与支払報告書等の電子提出が義務化されますので、事業主の皆さんはご注意ください。

- 対象** 前々年の給与所得に関する源泉徴収票の提出枚数が1000枚を超える場合
- 提出方法** CD-Rなどの電子媒体を使用するか、eLTAX(エルタックス)の電子申告で

eLTAX(エルタックス)のご利用を！

エルタックスとは、地方税に関する手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。法人市民税の申告、届け出、給与支払報告書の提出は便利なエルタックスをご利用ください。
エルタックスのホームページ <http://www.eltax.jp/>

☎市民税課 ☎24-1111

水道局職員採用試験

- 試験日** 12月2日①
試験会場 佐世保市役所
受付期間 11月1日①～21日①
募集職種 水道および下水道技術職
業務内容 水道および下水道施設の計画設計業務、修繕工事、施工管理などの維持管理業務(夜間勤務、交代制勤務あり)

採用予定 若干名

受験資格

- 昭和55年4月2日～平成7年4月1日に生まれ、次の両方の要件を満たす人
- (1) 中型または普通自動車免許(AT限定を除く)所持者または採用までに取得予定の人
 - (2) 高等学校以上の土木専門課程を卒業した人か卒業見込みの人

試験案内、申込書の配布場所

- 水道局1階・営業課、3階・経営管理課、北部管理事務所(吉井支所内)、宇久営業所
 ※市ホームページからもダウンロードできます。

☎水道局経営管理課 ☎24-1151

善行功労者の推薦を受け付けています

本市では、市民の模範となる善行を行う「善行功労者」の推薦を受け付けています(他薦だけ。自薦はできません)。審査の結果、表彰に該当する場合は、来年4月1日に開催する市政功労者表彰式で表彰します。

対象

- 地域の清掃美化、登下校の見守りなど、市民の模範となるボランティア活動等に10年以上従事した人や団体
 ※役職や年齢は問いません。
 ※役職としての活動、謝礼金を受け取る活動、社会奉仕に当たらないと判断される活動は除きます。
 ※同様の功績により、すでに市政功労者表彰を受けた人や団体は対象となりません。

推薦方法

- 推薦書に必要事項を記入し、郵送(〒857-8585、住所不要)、ファクス(25-2184)、Eメール(hishok@city.sasebo.lg.jp)のいずれかで秘書課へ
 ※募集要領と推薦書は市役所1階玄関案内、各支所・行政センターなどで配布。市ホームページからもダウンロードできます。

締め切り 1月18日①必着

☎秘書課 ☎24-1111

離職して就職活動をする人に住宅手当を支給

国の離職者緊急特別措置事業により、離職者で就労能力と就労意欲がある人のうち、住宅を喪失したか喪失する恐れのある人に住宅手当を支給しています。

支給限度額(月額)

単身世帯⇒2万9000円、複数世帯⇒3万7600円

支給期間

最長6カ月間(条件によっては3カ月間の延長もあり)

支給対象

次のすべてに該当する人

- 平成19年10月1日以降に離職した人
- 離職前に主たる生計維持者であった人(離婚などにより、申請時に主たる生計維持者となっている人も含む)
- 就労能力と常用就職の意欲があり、公共職業安定所に求職申し込みを行う人
- 住宅を喪失したか喪失する恐れのある人 ※申請者や申請者と生計を同じくする同居の親族のいずれも

が、当該申請者が居住可能な住宅を所有していないこと

- 申請日の属する月における申請者および申請者と生計を同じくする同居の親族の収入の合計額が、次に定める収入基準額であること
 - ・ 単身世帯⇒8万4000円に家賃額を加算した額未満(家賃の限度額=2万9000円)
 - ・ 2人世帯⇒17万2000円以内
 - ・ 3人以上世帯⇒17万2000円に家賃額を加算した額未満(家賃の限度額=3万7600円)
- 生計を同じくする同居の親族の預貯金の合計が、単身世帯は50万円以下、複数世帯は100万円以下の人
- 国や地方自治体を実施する住宅喪失離職者支援のための貸し付けや給付を受けていない人
- 申請者や申請者と生計を同じくする同居の親族のいずれもが暴力団員でないこと

☎生活福祉課 ☎24-1111

9月定例会市議会で可決された主な議案

9月6日①～27日①に開かれた9月定例会市議会で可決などされた32議案の中から、主な議案の概要についてお知らせします。

条例制定の件

災害対策基本法の一部改正に伴い、「佐世保市防災会議条例」と「佐世保市災害対策本部条例」の一部を改正する条例を制定するもの。

☎防災危機管理局 ☎23-9258

工事請負契約締結の件

佐世保港三浦地区岸壁(-10m)改修工事でジャケット式栈橋の製作・設置を行うもの。

☎みなと整備課 ☎25-9353

補正予算

企業誘致の強化や通学路整備、公園整備など3億7044万円を追加
 一般会計では、地域経済の活力源となる企業立地・誘致の実現に向けた企業誘致活動事業費や、通学路整備事業費、公園整備事業費を追加しました。また、弓張

岳展望所に移動販売車を配置する集客対策検討事業費など3億6383万円を計上し、特別会計、企業会計と合わせて総額3億7044万円の補正予算を計上しました。

●補正予算の主な内容

- 企業誘致活動事業費 600万円
- 通学路整備事業費 3000万円
- 弓張公園レストハウス解体事業費 2000万円
- 黒髪営業所運行業務委託事業費など 661万円

●補正予算の内訳

会計	補正額	補正後の予算額
一般	3億6383万円	1132億2528万円
特別	0円	729億9451万円
企業	661万円	387億5961万円
合計	3億7044万円	2249億7940万円

☎財政課 ☎24-1111